別表第七を次のように改める。

別表第七　行政職俸給表の適用を受ける事務官等のうち再任用短時間勤務職員の級別定数表（第二条関係）

イ　行政職俸給表(一)

組織の区分＼職務の級の区分	十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛大学校	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
防衛医科大学校								一三	一三	二
防衛研究所							一	五	一	一
統合幕僚監部								一	一	一
陸上自衛隊								八五		四
海上自衛隊								一八	二三	
航空自衛隊								三二	二二	二
技術研究本部							一二		一	
装備施設本部					一		一			
地方防衛局						六	二六	五〇	七	一

ロ　行政職俸給表(二)

組織の区分＼職務の級の区分	五級	四級	三級	二級	一級
防衛省内部部局	人	人	一人	人	人
防衛大学校			三		
防衛医科大学校			四		
陸上自衛隊			四六		
海上自衛隊			二二		
航空自衛隊			九	六	
技術研究本部			三		
地方防衛局				一	

別表第九イの表防衛医科大学校の項中「一」を「二」に改める。

別表第九ロの表防衛医科大学校の項中「二」を「一」に改める。

別表第九を別表第十とする。

別表第八技術研究本部の項中

一〇人	
	二人

を

一四人	
	三人

に改め、同表を別表第九とする。